

# 事業系（漁業関係）廃棄物の処理に関するお願い

－豊頃町・大津漁業協同組合－

豊頃町では、平成15年4月以降「十勝環境複合事務組合」加入により、事業系廃棄物（産業廃棄物を含み）は、一般家庭系の廃棄物とは区別して処理されることとなります。

これは、「十勝環境複合事務組合」の処理施設『くりりんセンター』そのものが、一般家庭系廃棄物を処理するための施設として設置されていること、また各自治体における廃棄物の収集運搬及び処理は、基本的に一般家庭系廃棄物に関してのみ、その対象としていることによるものです。

よって、漁業等関係の経営の過程で排出される廃棄物は、一般家庭系廃棄物とは区別され、事業系廃棄物として経営者自らがその処理にあたるのが義務付けられています。

このことにより、本年4月以降は事業系廃棄物が家庭系廃棄物に混入した場合、くりりんセンターで受け入れを拒否される事態も想定されることから、関係各位には内容等ご理解いただきますとともに、次により対応されますようお知らせし、ご協力をお願いいたします。

- 1) 事業系廃棄物（次の表を参考に）は、町における家庭系ごみの収集に出すことはご遠慮ください。
- 2) 資源ごみは豊頃町の分別処理基準に基づき、指定日に排出してください。「大量になる場合は、直接リサイクルストックヤードに搬入願います。」
- 3) 事業系廃棄物の収集処理に関しては、業者委託により処理されますようお願いいたします。
- 4) 指定された漁業関係廃棄物（産業廃棄物）の処理に関しては、漁協を通じて収集処理されますようお願いいたします。

排出業種	内容	処理方法	摘要
加工場	加工残渣（内臓等不要物） 汚水、汚泥 その他一般廃棄物（紙ごみ等可燃物） ほか	事業系廃棄物（一廃・産廃共に）として、処理業者への委託による処理。	
作業場	各種不燃物（プラスチック・金属、ガラス等各種廃材） その他一般廃棄物（木・紙等可燃物） ほか	事業系廃棄物（一廃・産廃共に）として、処理業者への委託による処理。	
事務所	事務系一般廃棄物（可燃物） 各種不燃物（事務用品を含むプラスチック・金属、ガラス等）	事業系廃棄物（一廃・産廃共に）として、処理業者への委託による処理。	
加工販売等	加工場に類した廃棄物及び 各種パッケージ（プラスチック・発泡スチロール・金属、ガラス等） 各種パッケージ（紙・ダンボール） 各種缶類（塗料・油類は産廃） 各種ビン類（同上） 各種ペットボトル（同上）	事業系廃棄物（一廃・産廃共に）として、処理業者への委託による処理。  ※容器包装リサイクルに関する物で、町の資源分別処理基準を満たせば資源ごみとして扱うことが可能。	

注意1 太字の品目は『産業廃棄物』として扱われます。

注意2 各業種共通で、各種資源ごみ（容器包装リサイクル法による）は「町の収集基準を満たせば」、資源ごみとして扱うことが可能です。

※ 事業系廃棄物とは、営利・非営利を問わず設置された「事務所・作業所・工場・店舗・宿舍等」から排出される廃棄物を指し、そのなかで『一般廃棄物と産業廃棄物』とに扱いが分かります。

## 参考 廃棄物処理法の改正（平成13年4月1日以降適用）

- 1 野焼きの禁止 「例外 農作業に伴う稲わら・魚網に付着した流木等の焼却（事前に町との調整が必要）」  
罰則 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（併科あり）。
- 2 不法投棄の禁止 罰則 5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金。  
法人に対する1億円の加重罰（産業廃棄物に限り）。